

## 第20回 行政手続部会 議事概要

1. 日時：令和元年7月29日（月）16:00～17:59
2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、野坂美穂、林いづみ
  - （専門委員）川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、濱西隆男
  - （政府）平本政府CIO上席補佐官、満塩政府CIO補佐官
  - （事務局）吉岡参事官、谷輪参事官
  - （ヒアリング出席者）
    - 厚生労働省：吉永大臣官房審議官（労働条件政策、賃金担当）
    - 厚生労働省：石垣労働基準局監督課長
    - 内閣府：西川子ども・子育て本部参事官  
（子ども・子育て支援担当）
    - 厚生労働省：前川子ども家庭局保育課課長補佐
    - 事業者：株式会社ワークスアプリケーションズ顧客支援  
Div. ユーザーコミッティ事務局 羽鳥氏
    - 法務省：竹内大臣官房審議官
    - 法務省：鈴木政府CIO補佐官
    - 法務省：宮崎民事局商事課長
    - 法務省：竹下民事局総務課登記所適正配置対策室長
    - 法務省：徳田民事局総務課登記情報センター室法務専門官
4. 議題：
  - （開会）
  - 1. 関係省庁からのヒアリング
    - ・重点分野「社会保険に関する手続」  
（厚生労働省からヒアリング）
  - 2. 関係省庁からのヒアリング
    - ・保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について  
（内閣府、厚生労働省からヒアリング）
  - 3. 関係省庁からのヒアリング
    - ・重点分野「商業登記等」  
（法務省からヒアリング）
  - 4. 行政手続部会取りまとめ（改定版）について

(閉会)

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間となりましたので、第20回「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様には、お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

原委員、國領専門委員、堤専門委員、八剣専門委員が御欠席でございます。ほかの方はいらっしゃっていただいております。

それでは、早速議事に入ります。本日の議事の1つ目として、社会保険に関する手続に関し、厚生労働省よりヒアリングを行いたいと思います。

本件につきましては、本年5月の部会において取り上げたところでございます。その際の議論を踏まえ、厚生労働省に対し、資料1-1のとおり論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

それでは、早速でございますが、5分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

○石垣監督課長 厚生労働省労働基準局監督課長でございます。

今ほど高橋部会長からお話しいただきましたとおり、資料1-1で御提示いただきました2つの論点につきまして、それぞれ論点、概略をお話しさせていただきますのと、回答について御説明させていただきたいと思います。

まず、資料1-2でございますが、論点ということでお示しいただいております上半分でございます。

(1)として、お時間の都合もあると思いますので読み上げはいたしません、記載をいただいております。(2)も、開業社労士と勤務社労士の登録の関係でいただいております。

これにつきまして回答でございます。(1)も(2)も趣旨としては両方とも同様のこととなりますけれども、私どもといたしましては、まず(1)でございます、同一人物がシェアード会社とグループ内の複数会社の事務を行うことについて、法令上制限されていないということでございますが、ここは法令上、規定されていないということかと思っておりますので、そのように修正させていただきたいということでございます。

ただ、実態面でございますが、御指摘いただいておりますように、社会保険労務士が複数の会社で勤務実態を持って勤務を行うということは、前回5月の会議の御議論のように、私どもとしても可能と考えておりますので、そのような趣旨での修正でございます。

(2)も、法令上制限されていないというところですが、これは文章のつながりもありますので若干変えておりますが、登録することについて法令上規定されていないということでございます。

ただ、これもシェアード会社の従業員である勤務社労士の方が、その方の従業員ではなく、開業社労士の立場として勤務社労士として勤務しているシェアード会社以外の会社からの事務を直接受託することは、これも5月の御議論のとおりだと思っておりますので、

そのように修正を1カ所お願いしております。

続きまして、論点2でございます。上半分で掲げていただいております論点でございますけれども、「しかし」から以下だと思えます。人事給与システムというもので自動で処理される定型的なものが多く、この定型的な業務を受託したとしても、公平性に問題がないという御指摘をいただいております。

また、シェアード会社の技術の進展に応じた業務のあり方の関係では、人事給与システムによって自動処理する部分、いわゆる定型的な申請業務の関係あるいは事業者が不都合を感じているところについて把握するなどの御指摘をいただいております。

回答でございますが、これは5月の御議論のときにもあったかと思えますけれども、社会保険労務士の業務は法律上、社会保険労務士法第2条の各項各号に定められておりますけれども、確かに、業務全般の中には御指摘いただいたような定型的な作業というものも含まれているものだと思っております。ただ、その作業を行って、それが全体として正しく行われているかどうかですとか、事業上の実態を踏まえた法令上から考えて正しい判断なのかどうかといったものは、ほかのいろいろな士業も同じだと思えますけれども、全体としての判断があると考えておりますので、人事給与システムを使っているところがあるからといって、それでシェアード会社で業務ができるかどうかというところに直接つながるものではないと考えております。

回答の2つ目の○のなお書きでございますけれども、社会保険労務士の業務について変更する場合というのは、社会保険労務士法の関連規定を改正する可能性が高いと考えておりまして、改正については従来で見ますと、議員立法による改正などとなっておりますので、そういうことは付記させていただいております。

いずれにしましても、人事給与システムの実態ですとか、事業者の方々の御意見というのは私どもも全く聞かないというつもりはもともとございませんで、私どものほうには直接そういうお話がございませんでしたので、これまでそういうことはございませんでしたけれども、その辺、御紹介いただけるということであれば、よくお話を聞いて、実態をしっかりと見て対応してまいりたいと考えております。

雑駁ですが、以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等がございましたら、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

まず、今、触れていただいたのですが、同時登録は勤務の実態があれば大丈夫だということによろしいですね。

○石垣監督課長 そこは繰り返しですが、前回5月の御議論のとおり、勤務実態が全くないようなところのものすごくかけ持ちをするということですので、いわゆる今の社会保険労務士法の立場からすると脱法的なことがあり得るわけですが、勤務実態がしっかりあるということですので、5月の御議論のとおり、特に実態として問題はないと考えております。

○高橋部会長 それから、勤務社労士と開業社労士の同時登録も法令上は妨げがないということによろしいでしょうか。

○石垣監督課長 こちらも法律上の規定はございませんけれども、前回5月に御議論させていただいたとおり、勤務しているものとは別に区切って開業社労士として業務することについて、法令上差支えはないと考えております。

○高橋部会長 その法令上の妨げがないということ的前提にしますと、登録の業務は各社労士会だと思えるのですが、仮に社労士会のほうで、これはだめだよと拒否された場合は、厚生労働省として御指導いただけるということによろしいでしょうか。

○石垣監督課長 このところについて、これまで私どものほうにそういう重複する登録の申請がありませんでしたので、事務的にその辺が整理されていない部分があるかもしれませんので、社会保険労務士会連合会とはよく相談をしながらですけれども、登録を妨げることがないように調整して取り扱っていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

○高橋部会長 ぜひ、社労士会にはその旨働きかけしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

あともう一つ、実態を聞いていただけるという前向きな御回答をいただきました。ぜひ、規制室から御紹介させていただきますので、経済団体から実態を聞いていただきたいという御要望があればお願いしたいと思いますが、そこはよろしいでしょうか。

○石垣監督課長 先ほど回答させていただきましたとおり、お話があれば、よく実情なども伺いして対応してまいりたいと考えております。

○高橋部会長 ほかの先生方、いかがでしょうか。どうぞ。

○川田専門委員 前向きな御検討、どうもありがとうございました。

前回申し上げたように、会社は連結決算・連結経営の時代でございまして、全てグループ単位でものを考えるということが主流になっております。そのため、シェアード会社についても、決算や税務だけでなく、行政手続についてもグループ一体で行うことを念頭に置いて出てきたものです。一方、シェアード会社がグループの手続を一体的に行うことが行政手続の効率化にもつながり、本部会の検討の大きなメリットの一つではないかと思っておりますので、是非、連合会への御指導など、前向きな対応をお願いしたいと思います。

○高橋部会長 何かコメントはありますか。

○石垣監督課長 御意見は、事業者あるいは経済団体の方々からも伺ってまいりたいと考えておりますが、仮に実務的に、ここで示されている人事給与システムのようなものが進んでいるということで、そういうものを活用する一方で、社会保険労務士の方々についても今、社会保険労務士法人ということで法人化してかなり効率的に、法人として業務をやっている部分がありますので、そこに対してどういう委託関係の業務をするのか、そういうところの工夫などもいろいろあると思いますので、いずれにしましても、よくお話を伺

って、そういう企業の効率的な運営に対して変に妨げになるようなものがないように、よくお話を伺いながら、対応してまいりたいと思います。

○高橋部会長 とにかく実態がしっかり存在していればいいので、実態に合わせて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、どうもありがとうございました。時間より前でございますが、前向きな御回答をいただきましたので、厚生労働省におかれましては、経済団体等からの要望・意見、当該会社における勤務実態等を踏まえながら、引き続き検討をお願いしたいと思います。お忙しい中、どうもありがとうございました。

(厚生労働省 退室)

(内閣府、厚生労働省、株式会社ワークスアプリケーションズ 入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に入りたいと思います。

続きましては、保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について取り上げたいと思います。

本日は、内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省及び株式会社ワークスアプリケーションズの羽鳥様にお越しいただいております。よろしくお願ひいたします。

まず、子ども・子育て本部より、大都市向けの標準様式の作成に関する報告及び地方自治体等への働きかけの状況について、御報告いただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、10分程度でよろしくお願ひいたします。

○西川参事官 資料2-1-1を御参照いただきたいと思います。「就労証明書の標準的様式に関する取組」についてですが、大都市のほうで標準的様式の取組が遅れているということでございましたので、資料に記載がありますように、大都市向けの標準的様式を作成しようということで、3月、4月と幾つかの自治体とワークショップを開催し、また、企業への働きかけということで、日本商工会議所、日本経済団体連合会、それから個別の企業などにも意見照会をしてまいりました。

個別の自治体への働きかけもしてまいりました。23区、指定都市に直接参ったり、ヒアリングをしたり、あるいは特別区長会にお邪魔して、直接区長の皆様方あるいは幹部の方々にお話をしてまいりました。

今後の予定といたしましては、様式案の最終確認をおこなっており、今週中には確定させて、8月上旬には自治体に正式に通知いたしたいということでございます。既に取り組んでいらっしゃるところもございますけれども、できる限り来年4月からの様式の活用を依頼したいということでございます。

現物を用意いたしましたので、資料2-1-2を見ていただきたいと思います。大都市向けの場合には、一般の自治体に比べますと御案内のように、今、待機児童問題は喫緊の課題でございます。かなりギリギリのところ点数づけをして場合によっては不服申立てみたいなことも来るものですから、保護者の方に他の人との差について説明しなければいけないということでございます。片面A4サイズにおさまるようという御意見・御要望

も、この委員会で事前に委員の皆様方から頂戴してございました。しかし、標準的様式ということで今回集約したものでございますから、ある程度項目が多くなっています。大都市向けということで、そもそも相当要望項目が多かったということでございます。自治体によって不要な項目はエクセル上非表示にするという形にできるようにはしてまいりますけれども、項目数を削ってしまいますと、結局活用していただけませんので、その辺は御容赦いただきたいと思っております。いずれにしても電子的に入力できるようにいたしております。

我々もなるべく皆様の要望は入れるつもりでございましたけれども、自治体の御意見によっては落とされたものもございます。例えば、給与形態と金額の項目について、締め日や支払日を追加してほしいという自治体の御意見もあったのですが、項目の必要性を精査し標準的様式の項目としては採用しませんでした。もし必要であれば備考欄以降に追加をお願いするものです。

就労時間の項目について、保育の必要性の認定に当たっては、休憩時間や通勤時間も考慮することになっており、両方とも欄を設けてほしいという御意見もございました。7番を見ていただきますと「就労時間※休憩時間含む」ということで、休憩時間は入れさせていただいております。一方、通勤時間につきましてはなかなか企業の証明事項として捕捉し切れないということでございましたので外しております。

あと、私が直接、特別区長会で区長さんなどいろいろお話をしたときには、2番で「就労状況・予定」とございますけれども、「単身赴任※予定を含む」というのはぜひ入れてほしいという23区の大多数の区長さんから御意見がございましたので、そういったところもきめ細かく対応しております。

それから、「直近の就労実績」ということで、残業時間や実際の給与を幾ら払ったのかということ。一番最後に保育士さんである場合は保育士さんとしての勤務実態があるか無いかということ項目として設けました。企業のシステムによる自動入力を可能とするため、自治体のホームページに掲載し、ダウンロードして入力できるようにということでURLの記載スペースを御用意しました。

これで今まで標準的様式の普及率が低調だった23区、政令市のかなりの自治体に活用いただけるのではないかと期待してございますし、引き続き、あらゆる機会に自治体の方に周知してまいりたいと思っております。私も直接副市長さんや部長さんあるいは区長さんにお話をいたしまして、企業におきまして、いわゆる庶務業務が昔は事業所単位、セクション単位に庶務の担当の方がいらっしゃいましたけれども、今は集約化したり、あるいはアウトソーシングしているということなので、就労証明書の標準的様式の取組の必要性というのはここ数年非常に高まっているということは直接お話し申し上げまして、相当御理解いただいているのではないかと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

続いて、事務局の規制改革推進室より、大都市における標準的様式の導入状況について、御説明を頂戴したいと思います。

○谷輪参事官 資料2-2-1という横置きの「東京23区・指令指定都市の導入状況・予定」について御説明させていただきます。

昨年8月に子ども・子育て本部が行った調査では、標準様式の導入率は全国で見ると、およそ50%でございました。御案内のとおり、特に大都市での導入率が低かったところでございます。

1番の東京23区ですが、従来、葛飾区のみ標準様式を導入していたところでございますが、大都市向けの標準様式について今、御説明がありました、港区と大田区が令和2年度から導入予定ということでございます。現時点では未定の区もありますが、引き続き検討いただけたらと考えているところでございます。

また、2番の政令指定都市につきましては、これまで人口100万人以上の都市での導入率が18%、100万人未満の都市での導入率が56%でしたが、子ども・子育て本部や規制改革室から働きかけを行いまして、×から○が幾つかありますが、今後導入率が増える見込みでございます。

例えば、横浜市では、川田専門委員からも働きかけをいただきまして、大都市向けの標準様式を導入する方向で検討いただいているところでございます。そのほか、福岡市、神戸市、千葉市、熊本市などにおいても標準様式を導入する予定とのことでございます。未導入自治体についても、引き続き導入に向けて検討を働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問等がある方はお願いしたいと思います。林委員どうぞ。

○林委員 本当に本会議での最後の最後になったのですが、この案件については非常な思い入れがございました。足かけ何年でしょう、4年ぐらいになるのかなと思いますが、今の資料2-2-1にあるように、政令指定都市や人口100万人未満での標準的様式の導入率が45%になったり、78%になったりという成果は本当にうれしく思います。

ただ、一方で、一番状況の厳しい東京23区において、働く女性が子どもを持つことになったときに、妊娠に気づいたその日から保活を始めなければいけない。自分の居住している近くで通える範囲で、どんな保育園があるかを調べて、そこに入るために本当に詳細な点数の基準があって、よほど賢い人でないとあれをちゃんと計算するのはとっても大変です。調査した上でどこに申し込むか、これは申込先が1カ所では全然だめでして、たくさん挙げないと審査の対象にすらならないということで、たくさんの方に申請する、申込みをするために、この就労証明書を産休中の会社からいただかなければいけません。いつまで産休をとるかというのも、どの保育園に入れそうかという問題とリンクします。例

えば、今年の秋に生まれるお子さんであったら、実は1歳のときは自宅で産休をとって見ていたけれども、来年の4月から0歳児のときから保育園に入らないと、1歳児からは余計競争が高い。ということで、どこまで産休をとるかというのも本当にクリティカルな悩ましい問題になっていますので、東京23区での導入率の向上が最重要課題です。資料2-2-1で未導入になっている区には、練馬区や足立区、江東区など、子どもがたくさんいるところがありますが、そういったところについて8月2日までに意向確認をさせていただいて、これら未導入の区の中で来年の4月から導入されるという区がいつごろ決まって、それをいつごろ発表していただけるかという目途をお伺いしたいのです。いかがでしょうか。

○西川参事官 各自治体におきましては、秋ごろから入所申請の受付を始めますから、10月ぐらいまでには対応を決めないと回らないもので、我々としてはそれに間に合うように、春からも予告もしております。正式なものとしては8月には御案内しなければということでございますので、きちんとそこも捕捉するように、今までも随時そういったところを捕捉してまいりましたので、秋の段階で何パーセントぐらいになったかということは捕捉するようにいたしたいと思います。

○林委員 それは、お母さんたちは何をウォッチしていればわかるのでしょうか。秋ごろにどこを見ていけばいいのでしょうか。区の何を見ればわかりますか。

○西川参事官 入所の申込みというのが自治体のほうから御案内が出ますので、その自治体が標準様式を使っているかどうかというのは、10月、11月ごろにはわかりますけれども、そこを我々は全自治体から集めることとします。

○林委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 どうぞ。

○佐久間専門委員 私も、この資料2-2-1についてお伺いしたいと思います。ここで未導入、検討中を含むとある中で、千代田、品川、荒川、これらの区については標準的様式ではないが、企業独自様式を受け付けているという意味だと理解しました。企業独自様式を受け付けているということは、当然ある一定の範囲でばらつきのあるものを受け付けていると。そういう中で、なぜ標準的様式を受け入れられないのかが全く理解できないわけです。どういう事情で標準的様式を受け付けないと言い張っているのか、お伺いしたいと思います。

○西川参事官 今、手元に答えを用意しておりませんので、確認したいと思います。

○高橋部会長 多分、企業独自といっても自分の求めるものを書いていないだめだという話なのではないですか。そうでもないのですか。

○西川参事官 自治体によっては企業城下町などで、豊田市がトヨタとか、そういう大手のところの場合には、そこで話がついていけば企業独自の様式でも受け付けているようですけれども、千代田区や品川区の場合はそういうことでは必ずしもないので、どういう事情なのか確認いたします。



○高橋部会長 では、事務局に御回答ください。よろしく申し上げます。

ほかはいかがでしょうか。今、林委員からもおっしゃっていただいたのですが、これはいつわかるのですか。

○西川参事官 今週中めどで確認いたします。

○高橋部会長 そうすると、大体秋からという、自治体としては早目に採用するかしないかの決断をしていただいて、また、その結果は順次捕捉できると思います。ホームページで、今は3通りですか、標準様式、大都市向け標準様式、使っていないという3通りがわかるように、ホームページで少し見やすく表にさせていただければありがたいと思います。また、備考ということで、多少いじっている団体もあると思うのです。さっきも言ったように、通勤時間を入れてしまうみたいな。その辺のカスタマイズの中身も企業の担当者がわかるように、ホームページの公表情報の中に付加していただければと思いますが、そこはお願いできますか。

○西川参事官 事務局のほうからもそういう御要請をいただいておりますので、できるだけそれに添う方向で考えたいと思います。

○高橋部会長 特別区長会に直接働きかけていただいたということですので、かなり進むのではないかと期待しております。これだけ知恵を絞って大規模向けの標準様式をつくっていただいて、さらに言うと、お願いしたように要らないものは非表示になるようなことまでしていただきました。この点は非常にありがたいと思っています。そういう意味で、多分、条件整備としては行政として、国としてできることをやったのだと。あとは、徹底をどれだけ粘り強くやるかという話だと思いますので、ぜひ、令和2年度入所分70%達成をお願いしたいと思います。もうちょっとにきていますので、ぜひ政府目標を達成できるように引き続き、お忙しいとは思いますが、子ども・子育て本部にはいろいろなお願いをして恐縮ですけれども、ぜひ御協力いただきたいと思います。そこはよろしいでしょうか。

○西川参事官 はい。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ぜひ最後の一踏ん張り、よろしく願いいたしたいと思います。本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

(内閣府、厚生労働省、株式会社ワークスアプリケーションズ 退室)

(法務省 入室)

○高橋部会長 それでは、3つ目の議題に移りたいと思います。

続きまして、法務省より、商業登記等についてヒアリングを行いたいと思います。

本件につきましては、本年5月及び6月の部会においても議題として取り上げております。その際の議論も踏まえて、法務省に対して資料3-1のとおり論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

それでは、15分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○竹内大臣官房審議官 官房審議官をしております竹内と申します。どうぞよろしくお願

いたします。本日、重点分野、商業登記等に関するヒアリングが行われるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

商業登記等に関する行政手続コスト削減につきましては、先般、行政手続コスト削減のための基本計画を改定させていただいたことを受けて、5月10日及び6月4日にそれぞれヒアリングが実施されておりますが、本日はこれに引き続いてのヒアリングでございます。

今回の論点の一部は、御回答させていただくに当たり、内閣官房IT総合戦略室にも御相談させていただいているところでございます。

また、当省の鈴木政府CIO補佐官とも協議の上、準備を進めておりまして、本日も鈴木補佐官に同席いただいております。

本日は、委員の皆様と御議論させていただく機会でございますので、頂戴する御意見を踏まえつつ、一層の行政手続コスト削減が実現できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○宮崎商事課長 それでは、いただいている論点の順番に従って、回答は事前にお送りさせていただいておりますが、補足説明をさせていただきます。

まず、①についてです。本人申請の補正率に関する論点でございます。こちらについては、従前申し上げているところは、商業登記の手続においては真実性の確保や会社法などの要件を満たしていることを確認するために、登記官の厳格な審査を経て、登記簿に記録するというをやっているということで、これについては今後も法務局としてはしっかりやっていきたいと思っております。

加えたものとしては、回答の2ページ以下の「当省としては」というところでございます。当省としては、補正率の一層の低減を図ることの重要性は認識しておりますので、具体的には、システム上の添付書面情報の事前確認機能を設けることや、登記すべき事項の作成支援機能を設けることを2019年度中に実装する予定を記載しております。また、補正原因の原因分析を現在行っておりまして、その原因分析の結果を踏まえて対策を実施していきたいと考えております。

目標の再設定については、2020年3月に補正率の測定結果が出ることとなっておりますので、それを踏まえて再検討することとさせていただきたいと考えております。

①については以上です。

○徳田登記情報センター室法務専門官 ②につきましては、私のほうから御説明させていただきます。

これまでの限定的なコミュニティーサイトではなくて、早急にホームページ上においてAPIを公表すべきであるという論点と、また、今後の取り組みにつきまして工程表の提示をお願いしますという論点になっているところでございます。

こちらの御回答といたしまして、今後の登記・供託オンライン申請システムのAPI連携方式につきましては、法務省のCIO補佐官等と協議させていただいた結果、法務省といたしまして、今回お付けいたしました別添資料の下側にありますけれども、こちらの工程表のと

おりに取り組むことといたします。

私からの回答は以上になります。

○宮崎商事課長 引き続き③④にまいります。

③については、ID・パスワード方式の導入についてでございます。回答に記載させていただきました一番下の「今後は」というところを重点に見ていただきたいと思いますけれども、登記申請の内容も多種ありますものですから、登記申請の内容に応じたリスク評価を引き続き行ってまいりたいと考えています。その結果も踏まえ、一方では、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化の施策である商業登記電子証明書の普及促進策も求められているところですので、これも行っていきたいと考えています。そういった効果も踏まえつつ、本人確認の各手法のメリット・デメリットを見極めていきたいと考えています。こちらについては、ID・パスワードを併用する場合には、発行する主体、管理する主体、あるいは方法についても慎重な検討を要するものと考えております。

そのほか、システムの設計のあり方、コストなども含め、本人確認のあり方の方向性について、今年度中に検討することといたしたいと考えております。

④についてでございます。電子公告制度に関する御意見・論点でございます。こちらについては、電子公告調査を行う方法は、電子公告規則という法務省令で規定しているところですが、御指摘は、現在の技術水準においては、現行の電子公告規則で定める電子公告の調査の方法よりも、民間クラウドサービスによるリアルタイムの検知などの方法のほうが、信頼性が担保できるという御指摘と承知しておりますところ、今後現在の技術水準等を踏まえて、適切な規律のあり方を検討していくこととしたいと思っております。

私からは以上です。

○竹下登記所適正配置対策室長 続きまして、⑤⑥⑦につきまして民事局の登記所適正配置対策室の竹下から御説明申し上げます。

⑤につきましては、書面で内訳及び幅について、都内の7カ所の公証役場でサンプル調査を行った結果を回答させていただきました。

⑥の適正性につきましては、日本公証人連合会が行ったところですが、その調査方法につきましては、同連合会、全国の各公証人に対して書面による調査を実施し、それを集計したものであることを確認しており、適正に行われたものであると承知しております。

続きまして、⑦につきましては、今回の部会のテーマの結論的な論点になるかと思いますので、これに関しましては、先週金曜日の7月26日に部会の取りまとめ案について事務局から御提示いただいておりますので、これに対する法務省の意見を述べさせていただきます。

前回6月4日の部会では、全部のコストを把握した上で、目安となる数で割っていくと、コストプラスアルファで大体出るという、いわゆる総括原価の議論というのがありました。公証人の手続につきましては、弁護士報酬などと同様に、法的専門性に基づく判断の対価ということである上、利用者間の公平や公証業務全体のバランスも考慮して定める必

要があるため、定款認証手数料について物の製造や物的サービスの提供に用いられるような、いわゆる総括原価方式を採用することはできないと考えております。

法務省としましては、このような法律専門職としての公証人手数料につき、事務内容、当事者の受ける利益、物価の状況等を考慮しまして政令で定めておりまして、とりわけ物価の状況というような客観的手法を中心として、その改定の要否を判断している枠組み、これは合理的であると考えております。

この点につきましては、7月26日に御提示いただいた取りまとめ案には、全部のコストであるとか、総括原価といった言葉が入っておらず、公証人の手数料を専門職としての報酬としてとらえ、原価の積み上げにより算定されるものとはしないという趣旨で作成いただいたものと思われまして、御理解いただけたことについて感謝申し上げるところでございます。

しかし、取りまとめ案の文言が、なお総括原価方式による手数料引き下げの可否を検討することを内容とするものであると受け止められる懸念があるところもございまして、法務省としては、このような文言での取りまとめを行うべきではないと考えております。

例えば、説明責任が厳格に果たされる必要という記載がございしますが、説明責任が果たされる必要はもちろんあるところもございしますが、「厳格に」と言いますと、コストの積み上げ計算のような一義的な算定を示すことを意味するように理解されるおそれがあるところもございしますので、それは専門性に基づく判断を行うことについての対価の説明にはなじまないものであります。

また、効率化を進め、手数料の引き下げの可否について検討という記載もありますが、これも専門性に基づく判断を行うことについての対価を引き下げる理由にはなりません。

さらに、公証人の定款認証業務については、定型的な業務が多いことも指摘されているという記載がありますが、このような記載がされること自体、事件の個別性に左右される業務の実質的内容ではなくて、業務を外形的に見て評価する考え方に基づいていると思われまして、それは作業時間等により業務対価の相当性を評価しようとする考え方と同様ではないかという懸念がございします。

また、そもそも囑託人が窓口に来た際の手続案内やデータの送受信等の書記が行う作業は定型的なものがありますが、公証人が行う業務については、全ての定款にはそれぞれ個性があつて、会社法等の専門知識に基づいて1条ずつ審査していくということや、公証人の面前での囑託人とのやりとりの内容は、囑託人ごとに異なること等を踏まえると、定型的な業務が多いという表現は事実ではありません。したがって、総括原価方式と受け取られかねない今回の取りまとめ案は反対いたします。

さらに、取りまとめ案に関する法務省の意見を述べさせていただきます。

行政手続部会が目指していますのは、事業者の行政手続コストを削減するということであつて、手数料を削減すること自体ではないと理解しておりますが、法務省といたしましても、事業者の行政手続コストを削減することは重要であり、定款認証についても迅速化、

オンライン化等、手続を総合的に見て事業者の行政手続コストを削減する努力をしていきたいと考えております。事業者のコストの削減や定款認証にかかる時間や手間といった観点も総合して決まるものでありまして、検討対象を手数料引下げに限定すべきではないと考えております。

定款認証手続の事業者コストの削減の関係では、本年3月からテレビ電話による定款認証が可能になったこと、令和3年2月を目途に定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24時間以内に設立登記が完了することを目指す取組を踏まえることは不可欠でありまして、もし、事業者コスト削減を検討するのであれば、この実施結果を踏まえて検討すべきものであるというのが当然ではないかと思えます。また、国際的な水準や各種データに照らしても、事業者コストの中であえて手数料のみを取り出して議論しなければならない状況にもないと考えております。

我が国と同様に法人の設立時の定款に公証人が関与する国における手数料額は次のとおりでありまして、これらの国際的な水準から見ても、我が国の定款認証の手数料は妥当であると考えております。1ユーロ124円で換算しますと、ドイツでは3万1000円プラス資本金に応じて増額ということで、例えば、資本金810万円ぐらいで5万円ぐらいになると。また、オランダでは約22万円、公証人は定款の起案も行うようですが、また、ベルギーでは約13万円、公証人は資金計画の確認なども行うという違いはあるようです。

また、日本政策金融公庫総合研究所の調査によりますと、新規開業のうち約83%が開業費用250万円以上の非小額開業でありまして、約62%が開業費用500万円以上の開業であると。そして、開業費用の主たる項目は、運転資金、内外装工事、設備の購入、不動産の購入等でありまして。

○高橋部会長 すみません、そういうデータを並べられるのだったら書面で出してください。我々は、今、口頭で聞いても全然わからない。もし、そういう細かなデータを出したいのだったら、事前にペーパーなりで配っていただかないと、理解できないのですが。

○竹下登記所適正配置対策室長 本来そうしたいところだったのですが、取りまとめ案の。

○高橋部会長 私は、そんな超人じゃないから理解できないですよ。

○竹下登記所適正配置対策室長 承知しました。必要がございましたら、今の数字につきましては。

○高橋部会長 繰り返しますが、あなた方みたいに、そんなに頭がよくないから、口頭で並べ立てられてもわかりませんよ。

○竹下登記所適正配置対策室長 細かい数字を口頭で申し上げて大変恐縮でございましたが、我々が申し上げたかった趣旨は、国際的な水準であるとか各種データに照らしても、事業者コストの中であえて手数料のみを取り出して議論しなければならない状況にはないということでした。

最後に、先ほど述べましたとおり、迅速化、オンライン化等の総合的な観点から定款認証手続について事業者の行政手続コストを削減することは努力したいと考えておりまして、

そのような取りまとめがされることを重ねてお願い申し上げます。

以上が、私からの説明になります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。ちょっときついことを申し上げて申し訳なかったですが、わからないものはわからないので、申し訳ないです。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見のある方はお願いしたいと思います。順次、議論していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、最初にですが、添付書面情報の事前確認機能等や誘導機能、作成支援機能を実装していただけるとありがたいと思っています。これは、実際にユーザー目線でやっていただけるのかどうかということなのですが、それは大丈夫でしょうか。実際に使っていただける方に見せながら、こんな感じでわかりやすいでしょうかと確認をしながら、作業をしていただけるのかどうか、その辺を御教示いただければと思います。もし、可能であればCIO補佐官に。

○鈴木政府CIO補佐官 これから宮崎課長からお答えがあると思うのですが、基本的にその辺のUXのところはすごく重視していますので、私のほうでも見ようと思っております。

○高橋部会長 御専門の方はわかるかもしれませんが、一般のユーザー目線ということで、ぜひよろしくをお願いします。

では、宮崎課長どうぞ。

○宮崎商事課長 一般の人の使いやすいような形で、できる限りこういった両方の機能について工夫していきたいと考えております。

○高橋部会長 申し訳ないのですが、そういうことを踏まえると、もうちょっと高い目標を早く出していただくことはできないでしょうか。あくまでも2020年度に測定して、そこから始めなければいけないという話になるのでしょうか。そこは少し高めの目標を出していただいて、また2020年度にフレキシブルに変えていただくのは構わない、暫定目標みたいなものを立てていただくというのは無理なのでしょうか。

○宮崎商事課長 補正率の数字自体を目標とすることが、作成支援機能や事前確認機能がどのように数字に反映していくかということも見なければいけないですし、あとは補正原因の分析結果も、どういう部分で補正がされているかを見たいと思っております。時間についてはこういうふうにさせていただきたいと思います。

実際、効果がないとは思っていないのですが、一般の代理人を立てずに来るような人は、そもそも株主総会の議事録にどういうことを定めなければいけないとか、基本的なところからわからずに申請に来られて、それに対して適切・丁寧に指導しているという状況もあります。書面の場合はそうなんです。オンラインの場合も、相談せずにオンラインで申請すると、こういう機能があっても難しいという面もあろうかなと思っています。今年度中の測定結果を待たせていただきたいと思います。

○高橋部会長 わかりました。

どうぞ。

○濱西専門委員 ①について2点確認させていただきたいのですけれども、補正率低減のための機能拡充を図ることについては、オンライン申請の場合だけではなく、郵送を含めていわゆる紙で申請する場合についても、同じような形でチェックを受けて、それをプリントアウトして申請すればいいような機能まで考慮されているのかどうか。要は、紙の場合もオンライン申請の場合も、両方とも事前にチェックを受けられるような形で書面がつかれるのかどうかの確認です。

もう一点は、登記の重要性はわかるのですけれども、職員において確認できるような不備であれば、わざわざ補正を求めるとするのは非常に手間のかかる話で、余り実益がないと考えられるのですが、そうした余地は登記の場合には全くないのかどうか。職員において確認できるような不備であれば、補正を求めるまでもなく職員のほうで補正してしまえば済む話だと思うので、そうした不備が全くないのかどうかの確認です。

○宮崎商事課長 1つ目の御質問についてです。完全に書面で作成するような場合には、もちろん、オンライン申請システムを使わないものですから、ここで言う作成支援機能などは影響がないということになります。

ただ、申請用総合ソフトで作成した申請書は紙で出す場合でも、登記すべき事項などをこのソフトで作成することができます。その場合には、この機能は活かすことになりますので、いい影響は少しはあると考えております。

2点目については結論的には難しいと考えられます。当事者の申請または裁判所などからの囑託によって登記するとなっておりますので、申請どおり登記するというのを動かすことは難しいです。

○濱西専門委員 もう一度確認ですが、1点目については、オンライン申請でない場合もシステムを使ってプリントアウトができるという理解でよろしいですね。

○宮崎商事課長 システム上の細かい条件はあるわけですが、できる場合があるということでございます。

○濱西専門委員 できる場合があるというのは、どういう意味なのか疑問なのですが、他府省のシステムの中には、別にオンライン申請でなくてもシステムを利用してチェックを受けられる機能を備えた申請システムはもうできているわけで、登記は補正が非常に高いということもありますので、ぜひそうした方向で、できる場合があるではなしに、利用したい人は全て利用できるような環境を整えていただきたい。

○宮崎商事課長 御指摘は非常によくわかりますので、もちろん書面申請の場合の補正率の低減も課題だと考えていますので、その辺は御指摘を参考にさせていただいて検討したいと思います。

○高橋部会長 読み取り機能をつければ、できないですか。紙を読み取って電子データに変換してチェックして、おかしいところは何か黄色で出るとか、そういうのはできないのですか。何か素人っぽいですが。

○宮崎商事課長 現状ではそれはできません。

○高橋部会長 そういうことは、これからもシステム上できないのですか。

CIO補佐官、いかがでしょうか。そういうシステムはできないのでしょうか。

○鈴木政府CIO補佐官 可能だと思います。ただ、恐らくいろいろなプランとかあると思うので、順次やっていくことになると思います。

○高橋部会長 では、そういうことで御検討いただければと思います。

①はよろしいでしょうか。

それでは、②に移りたいと思いますが、工程表をお示しいただきましたが、これはAPI公開という話が出ていますが、いわゆる一般公開ということではよろしいのですね。

○徳田登記情報センター室法務専門官 問題ありません。

○高橋部会長 ありがとうございます。

最終的なAPI公開は、令和2年の末という話ですよ。それは早目にならないのでしょうか。法務省のシステム更改が令和2年度末に予定されているのでしょうか。

○徳田登記情報センター室法務専門官 そうなります。

○高橋部会長 要するに、大規模なシステム更改は2年度なので、2年度にやらないとお金の関係とかいろいろあって難しいという話ですか。

○徳田登記情報センター室法務専門官 はい、そうです。ただ、できるものは順次やっていきたいと考えております。

○高橋部会長 わかりました。システム更改に乗せないとだめなものには仕方がないと思いますので、できるものはぜひ早目をお願いしたいと思います。

②は、そんな感じでよろしいでしょうか。

では、③に移りたいと思いますが、③はよくわからないのですけれども。「また」以下なのですが、印鑑、法人印だって管理する主体の管理の仕方はリスクがありますよね。ID・パスワードだって管理のリスクは同じではないでしょうか。ここで、何でID・パスワードが独自に慎重な検討が要するのか私には理解できないのですが、そこは教えていただければありがたいと思います。

○宮崎商事課長 ここは、もしかしたら誤解を与えてしまったかもしれませんが、「発行し管理する」というのは利用者側の話ではなくて、ID・パスワードを役所側としてどこが発行するか、どこがどういう形で何とひもつけて管理するかなど、そういうことを言い表しております。発行や管理の方法について検討を要するというところでございます。

○高橋部会長 我々は、政府共通で1つのID・パスワードをお願いしているのですが、どうしてもだめだったら法務省でということではできなくはないと思うのですけれども、それで法務省独自で発行し管理するというのは不可能なのでしょうか。CIO補佐官、いかがでしょうか。

○鈴木政府CIO補佐官 この点は、結構ディスカッションしたんです。全くおっしゃるとおりなのですが、私も基本的には内閣府が持つのかわからないのですけれども、オーナーシップをもってやらないと、ここはうちの縄張りだから、法人共通認証基盤はこっちだから



みたいな話になってしまうので、できればそういうふうにしていきたいと思っています。

そういった意味では、その辺のところが一応プランはあるのですが、形になっていないものですから、できるだけ動向を見てやっていききたいという趣旨だと思います。

○高橋部会長 では、前向きに御検討いただけるということで理解させていただきました。そういう意味では、担当CIO補佐官とIT室でよく連携していただいて、我々としては1つのID・パスワードをお願いしたいと思いますが、そこは法務省のお考えもあると思いますので、よく御相談して早目に決めていただければありがたいと思いますので、よろしく願いします。

③はいかがでしょうか。ほかにあれば御指摘を頂戴したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、④ですが、クラウドサービスによるリアルタイムのほうがいいということは、法務省と我々の間で事実的に一致しているということでもよろしいでしょうか。

○宮崎商事課長 そういう認識で一致しているかということ、まだ検証がし切れていないので、これから検討していききたいと思っております。調査方法に関する適切な規律のあり方を検討していききたいと思っております。

○高橋部会長 技術的にCIO補佐官の間で議論すれば、たちどころに結論は出るように私は思うのですけれども、そこは政府CIO補佐官どうですか。

○平本CIO上席補佐官 私どもとしては、技術的にクラウドのほうがすぐれていると考えています。6時間置きというよりもリアルタイム検知のほう信頼性は確実に高いと考えております。

○鈴木政府CIO補佐官 ここに関しては、今、平本さんがおっしゃったとおりなのですが、基本的にはここは業者さんがどういう立ち位置なのかということもありまして、その辺も検討しないといけないということがあります。今これを現実に運用している業者さんが何社かおられるところで、その辺の位置づけですとか、いろいろな検討事項があるということで、技術的なところはおっしゃるとおりです。

○高橋部会長 適切なあり方というのはそういうことですね。

○鈴木政府CIO補佐官 さまざまなステークホルダーの方がおられますし、あと規則の問題がございますので、そのあたりです。

○高橋部会長 わかりました。既存のお願いしている方にはきちんとお話ししないといけないというのはよくわかります。

ただ、これは、実際にそうなった場合について、いつやるかという話にも、もはやなるかと思うのですが、そこはいつまでにとのお尻は切れないということでしょうか。

○宮崎商事課長 現段階で期限を設けるのはちょっと難しいと思います。これは記載したとおり、法務省令の改正は必要なことではありますし、あとは、実情調査というか、本当に適切な方法のあり方を多方面から、既存の業者も含め、ほかのところからも意見を聞きながら考えていききたいという状況でございます。

○高橋部会長 法務省令を理由にされるのは私にはちょっと理解できません。法務省で決められるものでしょう、政令ではないので。法務省令を理由にされるのはちょっといただけないので、そこは削除してください。要するに、今までの方とステークホルダーといろいろと調整しながらやらなければいけないので、今のところ明確な期日はできないという御回答ならわかるのですけれども、法務省令だからと言われると理屈としては納得できないので、そこはよろしいでしょうか。

○宮崎商事課長 そういう観点では、法務省令の改正を迅速にすることは可能ですし、また、既存の業者との調整だけではなく、それ以外の技術という広い観点で意見を聞いていきたいと考えております。

○高橋部会長 ぜひ、なるべく迅速にお願いしたいと思います。

林委員、どうぞ。

○林委員 法務省の方は、全てきっちりと正確に決められるところまで決めていない限り、こういう抽象的な「適切な規律の在り方を検討していくこととしたい」というようなお答えの仕方になってしまうようなのですが、それはもったいないですね。省内で検討されていると思うのですが。今時は政策選択としてクラウドサービスによるリアルタイム検知の方向に進むと決めたら、それに向けて、今年、来年に省令改正するなり、それまでに意見を求めて実現していくというように、法務省もほかの省庁と同じように工程表を決めて、それを世間に発表していただくということが求められる時代だと思います。内部では御検討されているとは思いますが、もう少し情報公開というか、政策についての情報共有をしていただけないものかなと思います。残念なところです。

○高橋部会長 そうすることで、ぜひ、ほかの役所並みに工程表等、国民に説明する努力をしていただきたいというお願いです。ぜひ、よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、IT室もぜひ御協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、最後ですが、定款認証の簡素化につきまして、御議論させていただきたいと思えます。御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。佐久間専門委員どうぞ。

○佐久間専門委員 ⑤⑥⑦ということでよろしいでしょうか。先ほどいただいた御説明の⑦のところ、特に手数料について、説明していただいた趣旨がよくわからなかったので再度お伺いしたいのですが、まず、事業者側の手続コストを下げるということですから、当然、手数料が下がれば事業者側の手続コストも下がるということなので、当然それは下げたほうがいいに決まっているということです。それは御理解いただいているという理解でよろしいでしょうか。

2点目として、今後、手数料の引下げの可否について検討していくというのが回答だと理解しましたが、それでよろしいのでしょうか。その前提として、効率化のメカニズムというのはどういうことかというのが、多分共有化されていないのではないかと感じました。これはどういうことかといえば、オンライン化等々今のこれだけのICT技術がある中で、コ

ストが例えば1,000円下がりましたというときに、1,000円のうち1,000円を下げろということではなくて、そのうちの500円分は公証人の方の報酬アップにつながる、残りの500円が手数料を下げにいくというのが、普通の民間であればウィン・ウィンでものを解決していくやり方です。ですから、余計専門性を評価することになるわけです。報酬が高くなりますから。当然、そういうメカニズムがなければ全く手数料というのがどういう形で決まるのかがわからない中で、公定価格だと。世の中どんなにIT化が進んでも、それは関係がないということになるので、こういうふうをお願いしているということです。

私からはお伺いしたいのは2点でございます。

○竹下登記所適正配置対策室長 法務省から御回答させていただきます。

事業者側のコストの中に手数料が含まれており、手数料が下がると事業者側のコストが下がるということは理解しております。ただ、我々が申し上げておりますのは、事業者側のコストといった場合には、手数料以外にも迅速性や、要は事業者側にかかる時間や事業者側にかかる手間といったものが事業者コストになると理解しております。この定款認証の事業者コストの問題を考えると、今言った迅速化であるとか、手間の問題、オンライン化といったことも含まれると思いますが、そういったものを総合的に考慮して事業者コストを考えていくことが重要であると考えているという趣旨でございます。

その中で、特に手数料だけを取り出してその引下げの可否について議論する、それを基礎づけるような事実はないのではないかと、先ほど諸外国との比較や商業者にとって本当に定款認証が大きな負担になっているのか、それは言いがたいのではないかと、というようなことを申し上げたのは、そういった趣旨でございます。

2番目につきまして、今後、手数料について検討していくのかという話ですが、法務省としましては、定款認証手続について事業者コストを減らしていくというのは重要なことだと思っております。ただ、定款認証の手続につきましては、今の迅速化・オンライン化といったことについては、かなりドラスティックな取組を2018年6月の閣議決定に基づいて、令和2年3月を目途にまさに進めているところでございまして、これは非常に大きい取り組みを行っております。例えば、本年3月からはテレビ電話を使って定款認証できる、これは公証役場に出頭しなくていいということで、事業者にとっては手間・時間が省けるということになると思いますし、また、令和3年2月に向けては、商業登記、定款認証併せて24時間で行うと、これも大幅な迅速化の取組でございまして、これを行うためには、当然いろいろなシステムの投資や準備、かなり大きな負担を負っているところがございまして、まさにこれを取り組んでいる最中に事業者コストを考えると、この取組をしっかりと見て、それでどうするかという話になるのではないかと、これが我々の考えているところでございます。ですので、事業者コストを減らすというのは、まさに我々は今そういった大きな取組をしているところでございまして、その取組の中でそういった視点も踏まえて考えていくという話になっていくのは、昨年の6月にそういった決定がされて、まさに取り組んでいるばかりのところでございますので、すごく不合理なことを申

し上げているつもりは全くございません。

最後の効率化のメカニズムの点でございます。効率化のメカニズムは前回も委員の御指摘をいただいて、コストが1,000円下がったときに、サービスを提供する側と受ける側で割合を決めて分けるというお話だったのですが、我々としましては、この法的専門性に基づく判断に対する公証人の定款認証の手数料の考え方は、そういう考え方では定めてきていませんし、また、それが専門職のサービスの対価という考え方になじまないのではないかと考えているところでございます。

繰り返し申し上げておりますが、これまで我々、公証人の手数料につきましては、事務の内容、当事者の受ける利益、物価の動向等を考慮して定めてきているところでございませぬけれども、例えば、物価を見ると最後に改定されたのは平成5年ですが、現在まで物価指数を見れば4%ぐらい上昇しているのですが、我々は基本的にさほど変わっていないということで改定の可否を考えてきたところです。その前提として、法的専門性に基づく判断について、それを幾らと評価するかというのは、それを早くできるようになったから安くするという話とはまた違うのではないかとというのが専門職の対価の、これは公証人に限らない話ではないかと思えます。例えば、執行官なども公務員では同じような手数料の体系になっているかと思えますし、また、公務員以外の専門職につきましても、コストが減ったから報酬額が変動するとは考えられていないのではないかと。例えば、専門的な相談をテレビ電話でできることになったから、それで高くなるとか安くなるということではなくて、相談の内容といったところで決まってくるのかなと考えております。もちろん政策的にそういった手続をという話はあると思うのですが、そもそもの基本的な考え方としては、コストが下がったからそれを分配していくというような考え方では設定してきていないというところでございます。

○佐久間専門委員 今のお話もちよっとよくわからなかったのですが、1点だけ。今のお話の中で、現在のやり方で手数料を決めるときに物価を見ますというお話がありました。当然その物価というのは、コストは物価が上がれば上がっていくからと理解しましたので、コストが全然関係ないという話には今なっていないと理解しました。物価というのは、普通であれば資機材、紙代が上がる、電気代が上がる、物価が上がる、賃料が上がるということであれば当然それは見るというのはわかりますが、それはいずれにしてもコストです。なので、コストに基づいていないということではないのではないかと考えるわけですし、その点でも今の御説明はちょっと理解ができなかったと。これは指摘です。

○竹下登記所適正配置対策室長 我々としましても、そういったコストのようなことは一切考えないと申し上げているわけではございませんが、コストによって価格が変動するという考え方はとっていないところでございます。

○佐久間専門委員 もうこの辺でやめますが、先ほど物価が上がる場合には、ある手続で手数料を見直すということなので、手数料も変動するということを言われたのだと先ほどは理解しました。

○高橋部会長 川田専門委員どうぞ。

○川田専門委員 関連するのですが、別の議論に入りたいと思います。5ページの⑤で、作業時間について御回答いただいたわけですが、例えば、株式の定款認証が30分から5時間、一般財団法人の定款認証は35分から12時間と相当な幅があります。そうしますと、作業時間が5時間でも30分でも、株式会社の定款認証ということで手数料が同じなのか。もし、同じ手数料だとすると、どうしてそうなるのかということが一つ。

それから、30分と5時間では、作業内容にどのような違いがあるのかということ。私が想像するに、30分で済むものは、かなりしっかりした会社が申請して、ほとんど前で証明できるというもの。一方、5時間とか12時間というものは、事前の相談とか、その間のやりとりとか、いろいろなことを加味して出た作業時間だと思うのですけれども、そういう作業内容の違いが手数料の違いとなって出てこないのかということがもう一つ。

それから、公証手続の重要性は十分わかっているわけですが、もし定款認証手続きが30分で済むのならば、まさに簡素化の対象になるのではないかと。先ほど縷々おっしゃっていたのは30分と5時間を同じように扱われた御回答だったのですけれども、それぞれ別に考えて、長い時間がかかるものについて簡素化を図ることができるような気がするのですが、この点についても御見解をいただきたいと思います。

○竹下登記所適正配置対策室長 まず、非常に幅が大きいのではないかとというのは、御指摘のとおりでございます。5時間というのは随分長いなという御指摘ですが、事件が全て5時間かかっているというわけでは当然ございません。ただ、本当に事件はまちまちでございまして、発起人の中には公証人に案を見せて相談しては持ち帰って、また違う案を持ってきて、公証人に相談しながら案の内容を変えて、その都度相談に来たり、発起人が複数いる場合には、持ち帰って発起人みんなで議論して、また持ってきてというような方もいらっしゃいますので、本当にさまざまな事件がある中で、幅を提示せよということで御質問をいただきましたので、その幅を示しているところでございまして、非常に幅広くなっているということでございます。

また、30分と短いものもあるというのは、中には士業者の代理人の方が作成しているようなものもございまして、比較的スムーズに審査が進むというものもあるということで、30分で終わるものもあるということになってございます。

では、かかる時間が違う定款認証の手数料について料金が同じなのかということですが、それは同じということにしております。かかった時間によって違いを設けるべきかどうかということですが、少なくとも公証人が提供する公証業務、定款認証の手数料に関しましては、かかった時間に応じて手数料を取るべきではないと考えています。株式会社を設立するためには定款認証を必ず行わなければならないという中で、経済的にいろいろな状況の方がいらっしゃいますので、全ての人にサービスをアクセス可能な形で提供していくという視点からも、一律に手数料を設定することとしております。

○高橋部会長 ここには標準的な定款とそれ以外の定款について幅があるということなの

で、標準的な時間というのはどのくらいなのでしょう。中央値というか最大値ですね。

○竹下登記所適正配置対策室長 前回、平均という数では。

○高橋部会長 最大値です、利用者の中で一番多いところです。

○竹下登記所適正配置対策室長 最大値という形では出しておりません。平均という形で。

○高橋部会長 中央値ではわからないので、最大値を出していただきたいという話なのですが。

○竹下登記所適正配置対策室長 最大値という形では出しておりません。

○高橋部会長 できれば最大値を出していただければありがたいなということです。

○竹下登記所適正配置対策室長 そのように質問を受け止めておりませんで、大変恐縮でございます。

○高橋部会長 要は定型性が強いということだと思います。要するに、手数料は一緒なのだから公証人の方を徹底的に付き合わせてやるという利用者もいると思うのですよ。そういうので延びるといのはわかるのですけれども、普通の人は自分の時間ももったいないので、ある標準的な時間というのはあると思います。ぜひ、その標準的な時間で。それが、定型性が強いという意味で、そんなにかかってないのではないのでしょうかという御指摘につながっていると思うので、そこは出してみただければありがたいと思います。

○竹下登記所適正配置対策室長 承知しました。ただ、業務を考えていただくと、例えば、今40条くらいある定款はそんなに珍しくないかなと思いますけれども、1条をもし1分で見ても40分で、30秒で見ても20分かかるわけですので、この間10分という話がありましたけれども、それは到底不可能ですので、そこは御理解いただきたいなと思います。

○高橋部会長 それは理解しています。

⑤⑥はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、⑦に移らせていただきますが、先ほどの佐久間専門委員とのお話にも関係するのですけれども、コストを見るという話ですよ。専門家の報酬を見る場合だってコストを見るわけで、コストと全く無関係だというのはあり得ないと思いますので、そこは法務省としても御理解いただきたいと思います。総括原価について明らかにしてくださいというのは、総括原価でやってくださいという話ではなくて、ほかの専門職との比較で評価をするときに総括コストも要るでしょうと。それも参考にしなければいけないので、そういう意味で出してくださいというお願いなので、そこは今、御主張なさっていましたが、総括原価方式で全てやれみたいに我々が言っていると思われるので、そこは御理解が違うのではないかと思います。いかがでしょうか。

○竹下登記所適正配置対策室長 公証人の定款認証の手続のあり方の問題は非常に重要な問題ですが、その中で手数料を取り出して、なおかつ引下げの可否について検討するというような取りまとめ案の御提示もございましたけれども、そういう中で、どういった考え方に基づいてどういう検討をするのかということところが明らかにならないまま、こういった重要な問題について検討していくというのは、法務省としても非常に困難なところでござ

います。そういった意味で、総括原価という話が出た場合には、そういった考え方に基づく手数料引下げの検討なのかなど。そうでないのであれば、一体どういった枠組みでの検討なのかということになってしまいますし、そういったことで今こういった形での取りまとめは法務省としては反対すると申し上げたところでございます。

○高橋部会長 法務省が現在の公証人制度の対国民的な説明責任を果たすために、どういう形で検討されるかというのは法務省がお考えになることではないでしょうか。我々は、総括原価方式ということが何か誤解されるということだったので、そこは取りまとめ案から落としたわけですよ。専門職としての評価のあり方について、法務省より説明責任を厳格に、「厳格に」というのはコストを考えろという意味ではなくて、国民が専門職としての正しい処遇かどうかを納得する上で、いろいろと難しい問題があるのでこの点を作業してくださいと。専門集団を見ていらっしゃる法務省で知恵を出して考えてくださいという趣旨なので、それまで反対されるというのは、私は理解できないのですが。

○竹下登記所適正配置対策室長 この行政手続部会の取りまとめは非常に重要なものだと我々も考えております。ただ、その中で、先ほど申し上げました定款認証の手続全体の事業者コストといった話もある中で、定款認証の手数料のみを取り出して、更に説明責任というのは当然あると我々は考えておりますけれども、それも定款認証の手続全体でより利便性を高めていく、事業者コストを削減していくといった視点に基づいて、我々が所管する定款認証手続の制度がしっかりと説明できるものであることが重要だと思っております。我々はこれについての取組を、何度も申し上げてはいますが、昨年6月の閣議決定からずっとやってきているところでございまして、今この時期に手数料のところだけを取り出して決定するということについてはどうなのかということで申し上げているところでございます。

○高橋部会長 ですから、全部の点を今までやってきたわけですよ。テレビ電話についても、だれも言っていない中で、この場で初めて私が可能を指摘したのですよ。そういう意味では、法務省において今取り組まれていることだって、行政手続部会の中で出てきたわけではないですか。総合的に取りまとめをやってきて、そこで手数料が残ったので、手数料についてもやってくださいという話になっているわけです。だから、全体の行政手続コスト削減の中で、法務省との間で残った課題について最後にその点を作業してくださいというお願いなのです。それをやらないというのは、結局、手数料についてはなにもやらないという話でしょう。手数料について一切触れないということですか。別にやり方なんか幾らでもあるわけです。公証人の仕事と処遇に係る全体の検討作業の中で手数料もやりますという形もある。しかし、手数料をやらないという理屈にはならない。

○竹下登記所適正配置対策室長 我々も、手数料が事業者コストに含まれていることは十分認識しております。

○高橋部会長 要するに、公証人制度の運営の全体のあり方の中で、説明責任を果たす中で手数料も取り上げる、それもできないのですか。

○竹下登記所適正配置対策室長 当然、全体の中で手数料も含まれているということは承知していますので、定款認証手続のあり方については常に説明できるものにしていくつもりでございます。昨年6月の閣議決定で決めました定款認証手続の利便性向上の議論の中でも、手数料の話というのは出てきていたところもございまして、ある意味、いろいろな議論がありましたので、総合的な観点から当時閣議決定が行われて、それをしっかりやっていくということで事業者コストの削減に取り組んでいるところでございます。その中で、事業者コスト削減という視点をしっかり持つことで何ができるのかを引き続き考えていくというのは非常に重要だと思っておりますし、我々は今後一切、手数料のことを考えないと言っているわけでは全くございませんで、事業者コストの中に手数料も入ってくることは十分承知しております。ただ、先ほど申し上げたようなことで、取りまとめの中で提示された案のような形で行うことには反対ですということでございます。

○高橋部会長 林委員どうぞ。

○林委員 だんだん穴が深くなっているような気もするのですけれども、部会長がおっしゃられている趣旨を法務省のほうでも御理解いただくからこそ、6ページの⑦で「未来投資戦略2018において推進することとされているオンラインによる定款認証手続の利用促進のため」と回答されていると理解しております。例えば、これなどはオンライン利用を促進するためにはペーパーレスで行った手数料を下げるとか、インセンティブとしてそういう考え方などもあり得ると思っておりますので、こういったIT化のインセンティブなども含めて、今後手数料の引下げも含めて検討するということはお考えいただくということでお願いできるでしょうか。

○竹下登記所適正配置対策室長 この話は、いわゆる手数料の設定の仕方の考え方をどうするかということとは離れて、政策的にオンラインを促進するためにこういった措置を講ずることができるかといった議論なのかと理解しておりますし、そういった議論というのは一つの合理的な議論だと思っておりますし、当然そういった話は出てくると思っておりますし、法務省がそういったことをやらないということでもないわけでございますが、ただ、今回御提示いただいた取りまとめ案の中では、そういう話ではなく。

○高橋部会長 取りまとめ案って、何ページですか。

○谷輪参事官 恐らく、資料4の取りまとめ案なのだと思いますけれども、75ページの(5)のことをおっしゃっているのかなと思います。

○田中専門委員 ちょっとよろしいですか。今の75ページの(5)についてお伺いしたいのですが、「法務省が主体となり、定款認証の事務の実態や所要時間について、正確な現状把握を行うべきである」とあり、その際に、第三者の観点も導入するということが書かれているのですけれども、これはやっていただけないということではよろしいでしょうか。

○竹下登記所適正配置対策室長 一般論としてというのと、取りまとめ案としてというところがあって、取りまとめ案は引下げの可否について検討するといった文脈の中でこういったことが出てきておりますので、こういったものについては法務省の立場は当初に申し



上げたとおりでありますが、公証人の事務の実態について監督する所管官庁として把握するというのは当然のことですので、しっかり行っていきたくと考えております。

○田中専門委員 いろいろまでにやっていただけるのか、今お答えいただけますでしょうか。

○竹下登記所適正配置対策室長 それは、どういった目的で何の関係でというところがわかりませんと、いろいろ何をするのかというところも決まらないので、必要に応じてやっていくということでございます。

○高橋部会長 事務局に聞きたいのですけれども、我々がこの手数料をやるという経緯になったのは、政府全体のなかにおいて行政手続部会において作業を行え、という話になったのではなかったですか。

○谷輪参事官 行政手続の簡素化ということで、重点9分野の中に商業登記が1つ挙がっておりまして、その中でこの部会で法務省さんにもお越しいたごいて御審議する中で、公証人手数料について従前から議論になってきたと承知しています。

○高橋部会長 というか、規制改革会議全体でも議論になってきて、その中で特に我々でやってくれという話になったという理解なのですが。

○谷輪参事官 さようでございます。

○高橋部会長 もしくは、未来投資会議のほうでもあったのですよね。その辺、政府全体のなかにおいて、私どもにおいてやれという話になったのではなかったですか。そこは私の認識がおかしかったら修正していただければありがたいと思いますが。

○谷輪参事官 先ほどからお話が出ていますけれども、未来投資会議のほうで公証人手続の審議が出てきておりました。片や、こちらは商業登記を審議してきたということで、まさに公証人の手数料の関係の話はうちの部会でやってきたということだと思います。逆に、うちの部会でやらないという話は全然ないと思っています。

○高橋部会長 私の理解ですと、政府全体の中で、私のところとてにかくしっかりやってくれという話で、この議論をやっていると私は理解していました。行政手続コストの脈絡において検討するのは筋違いみたいなお話をずっとされているのですが、私の認識は間違っていますか。

○竹下登記所適正配置対策室長 手続的な経緯については、事務局の説明もよくわからなかったのでもわかりませんが、行政手続コストの話に入らないとは全く申し上げておりませんし、むしろ、事業者コストの一部だと思います、それは間違いありません。ただ、我々が申し上げているのは、それは手数料だけでなく、迅速化やオンライン化も全て事業者コストでございますので、手続の事業者コストといったときに、どうして定款認証手数料だけを取り上げるのかと。

○高橋部会長 繰り返しますが、ほかの部分は合意したわけですが。テレビ電話の話もここで。テレビ電話以外にやれという話もあったのだけれども、テレビ電話でやりましょうねという合意になったわけですが。だから、そこの指摘は落ちました。落ちてきて残ったのが

手数料なのです。だから、ここをやってくださいという話なので、別に手数料だけやれと言っているわけではないのです。

○竹下登記所適正配置対策室長 未来投資会議の子どもの部会の法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会で議論がされたかと思うのですが、そこでは面前確認のあり方にとどまらない、そもそもの手続が必要かどうかも含めて総合的な議論がされ、いろいろな意見が出たと承知しておりますので、そこは一部残ったということ。

○高橋部会長 私のところで、手続部会の議論で残ったのがこれだということですが、ここでも、もともと要らないという議論もあったのです。でも、テレビ会議ということでここでも合意したのです。未来投資でも合意したのだらうと思いますが、我々と法務省様との間で残ったのがこれなのです。これだけやってくれという話ではないのです。全体の検討の中で残った課題がこれなので、これについてやってくださいというだけの話なのです。たまたま残ったのがこれなのです。我々は別にこれを狙い撃ちしたわけではないです。そこを御理解ください。行政手続コストの削減という観点から何年もやっているわけです。いろいろやって議論して、我々の任期切れのときに残ったのがこれなのです。だから、これをやってくださいと言っています。あとは後継組織に任せるしかないのですけれども、これを狙い撃ちするのが、ぎらついて嫌だというのだったら、総合的な検討の中で取り上げたって構いませんよ。

○竹下登記所適正配置対策室長 我々の理解では、いろいろな政府の機関があるかと思いますが、定款認証手続は1つしかございませんので、昨年の閣議決定に向けて定款認証を総合的に議論されたというのは、ここの部会ではなかったかもしれませんが、確かに議論されているところがございますので、それに基づいて定款認証手続について、我々が事業者コスト削減につながる迅速化・オンライン化の取り組みを進めていることも事実でございますので、その前に総合的な議論もしておりますので、残ったというふうには我々は理解していないところでございます。

○高橋部会長 そういう経緯は承服しがたいということですか。今までの2年にわたる法務省様とのやりとりの経緯を全部確認してから、そういうことを言ってください。

要するに、私どもと法務省様との間で丁寧に議論してきて残ったのがこれなのです。その取上げ方はいろいろあるから法務省様にお任せします。ただ、定款認証は一切検討しませんというのでは政府全体として困ります。取上げ方はいろいろありますよ。だから、この観点からも含めて取り上げてくださいますよと言っているのです。これだけを取り上げるとは別に言っていないですよ、定款認証の手数料だけの検討会をやれと言っているわけではありません。総合的な検討の中で、いろいろやり方はあるけれども、これはやってくださいというお願いなのです。これが間違っていますか。

○竹下登記所適正配置対策室長 総合的な検討の中で手数料について検討すべきというのは全く間違っておりませんし、手数料は重要な要素だと考えておりますが、定款認証手続についての事業者コストの削減につながり得る総合的な検討というのは、昨年の閣議決定

を含めてずっとやってきているところがございますので、今後一切やらないということをお願いしているわけではなく、今この取りまとめでということについて。

○高橋部会長 我々は、我々の観点からやってくださいということだけで、これだけを取り上げてやってくださいと言っているわけではないのです。これをのめないとと言われると困ります。

どうぞ。

○林委員 今日の資料3-2の6ページの⑦の「回答」は、法務省様からいただいた回答ですよね。さっきおっしゃられた資料4の取りまとめ案の75ページの(5)に書かれているところと特に大きな違いはないように思うのですが、違いますか。ここでも「検討を進めてまいりたい」と書かれていて、ただ、時期が書いていないので先ほど委員から質問があったと思うのですが、75ページも時期は書いていませんし、そういう意味では特に違っていないように、御回答いただいたことが取りまとめ案のここに盛り込まれているように思うのですが、違いますか。

○竹下登記所適正配置対策室長 時系列的な経緯から申しますと、⑦について回答したのは6月末でございまして、取りまとめ案をいただいたのは最終的には先週の金曜日ということとございまして、取りまとめは前提として、まずこの回答をつくっていないというところがございまして、ただ、取りまとめ案という形で具体化しますと、冒頭申し上げたような問題がありまして、法務省の立場とは異なるということになります。

○林委員 お立場と違う点は十分に御説明いただいたので、こちらとしてはそれを受けた上で、こういう取りまとめということでやむを得ないのではないのでしょうか。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。何か御説明があるそうで。

○谷輪参事官 恐れ入ります。資料4の72ページをご覧くださいと思いますが、全体が取りまとめ案なのですけれども、「今後さらなる対応・フォローアップが必要な取組について（重点事項）」とあります。まさに部会長におっしゃっていただいたとおり、手数料の話だけ取り上げてくださいますという趣旨では全くありませんで、縷々議論してきた中でこの課題が残っていたもので、しかも手数料だけではなく、前後をご覧くださいますとほかにいろいろ書いてありますが、一応この部会も今日が最後になりますので、特に残っている課題をリストアップしたものでございます。

○高橋部会長 我々の後継部会への遺言だということですよ。後継部会がちゃんとやってくださいという遺言事項ですけれども、それも反対なのですか。

○竹下登記所適正配置対策室長 次の部会においてまた御議論いただくことについて、我々は反対申し上げているわけではなく、ただ、引き継ぎ方として、今日取りまとめを行って引き継ぐということには反対でございまして、そうではない引き継ぎ方があるのであれば、そのようにしていただきたいと思っております。

○高橋部会長 こういう取りまとめをして引き継ぐのも困るというわけですか。

○竹下登記所適正配置対策室長 そのとおりでございます。

○谷輪参事官 部会長、すみません、もう一点。これは事務局の問題でもあるので御説明させていただきますけれども、取りまとめ案をご覧になったのが先週の金曜というお話でしたが、6月の下旬にお送りしております。

○高橋部会長 修正案が出たのは金曜ですね。6月下旬に送ったのだったら、不満だったら即座に回答していただければいいではないですか。

○谷輪参事官 失礼しました、7月上旬だそうです。

○高橋部会長 何日ですか。

○谷輪参事官 7月5日ごろ。

○高橋部会長 5日だそうです。今日は29日ですよ。先週の金曜日は27日です。5日に送って。

○竹下登記所適正配置対策室長 まず、6月下旬と7月上旬、先ほど6月下旬に回答したというところと随分違いがあるので、その辺はしっかり押さえていただきたいということと、7月上旬にこれが送られてきたときは意見照会という形ではなく通告ベースで、意見を受け付けるという形ではなく、通告があったという形で送られてきたものと我々は受け止めております。

○高橋部会長 どうぞ。

○谷輪参事官 先週にというお話ですが、いずれにせよ確認依頼という趣旨でお送りしています。

○高橋部会長 だって、反対だとおっしゃっているわけでしょう。7月5日にお送りした案はもっと厳しい案だったのです。

○竹下登記所適正配置対策室長 通常の書面で案が来る場合は、いつまでに意見照会ですという形で来ることが多いですけれども、この上旬にあった送付については、そういった意見照会について一切何も伝達事項なく。

○高橋部会長 では、それで修正案が出なかったら、この場で反対するつもりだったのですか。

○竹下登記所適正配置対策室長 その後、求意見する機会をいただけるのかなと思っておりまして、また、部会開催時期についても、6月末に延期になったままずっとペンディングになっていまして、どうなるのかなと。我々は情報も余りいただいておりませんので、委員の先生方から見て不可解な対応に見えているとしたら、そういった情報の伝達がうまくいただけていないところがあるのかなとは思っております。

○高橋部会長 余り反対されている文章を出すのはこちらも嫌なのですが、後継組織に対して検討するなど、要するに、後継組織がこれに縛られるだけですよね。それでもだめなのですか。後継組織がこれにのっかって法務省と交渉するのはまずいのですか。

○竹下登記所適正配置対策室長 後継組織で検討されるのであれば、後継組織で再度。

○高橋部会長 ですから、そういうものとして受け取ってください。我々が遺言して、後継組織はこの方針に従って法務省さんと再度交渉させていただきますという話です。

○竹下登記所適正配置対策室長 法務省としては、取りまとめという形でない引継ぎ方を  
お願いさせていただきたいと思います。

○高橋部会長 何がまずいのですか。

○安念部会長代理 それが私にも全然わからないのですけれども、競争のない公定価格な  
わけではないですか。それを井でやりますなんて、そんな理屈は今時通用しませんよ。薬  
価を決めるときだって、医者の治療だって、例えば、医者が1時間働いた賃金を幾らと積  
算するかということについて、そこの根拠がどれだけあるのかと言われれば、それはない  
けれども、みんな積算するときは一応の理屈があってやっているわけです。例えば、病気  
についてはどの病気を診たかということだって、全部国際的に病気が細分類で決まってい  
て、この病気について診ましたと定義しながらやっているわけです。自由競争ならそんな  
ことをする必要はないですよ。それはマーケットで決めればいいのだけれども、これはマー  
ケットで決まっていらないのだから、政府が公定しているものについて井というのはあり得  
ないということです。あなたがどれだけおっしゃろうと、そんなものは世の中にはないん  
です。だから、こんなことは当たり前のことですよ。当たり前の真ん中のことを言っている  
だけです。

○竹下登記所適正配置対策室長 我々は井でやっているつもりはございませんで。

○安念部会長代理 いいえ、言っています。そういうお言葉をお使いでないだけです。根  
拠が何もはっきりしていないものを世間では井と言うんですよ、あなたが御存じなくても。

○竹下登記所適正配置対策室長 そこは井ではなくて、事務の内容、当事者の受ける利益、  
物価の動向を踏まえて、政令で定めることとしております。

○安念部会長代理 では、その根拠を示してくださいよ。だって積算しなければ意味がな  
いではないですか。

○竹下登記所適正配置対策室長 法的専門性に基づく判断の報酬の対価を決めるに当たっ  
て、コストを積算して決めるという考え方はなじまないというのが我々の考え方でござい  
ます。

○安念部会長代理 極めて特殊なお考えだと思います。もういいですよ、だって、そもそ  
も何が困るのですか。別に5万円を4万5000円にしろと言っているわけではないんですよ。

○竹下登記所適正配置対策室長 ですので、我々は定款認証手続の事業者コスト削減は取  
り組んでまいりたいと思っておりますが、まさに我々が取り組んでいる迅速化・オンライ  
ン化の中で事業者コストの削減について考えていきたいということで、一切今後、手数料  
について考えないと言っているわけでは全くございません。

○高橋部会長 そういうお願いを我々がするというを書いてあるだけなのです。

○竹下登記所適正配置対策室長 ここは、行政手続の取りまとめは非常に重みがあると理  
解しております。

○高橋部会長 だから、言っているけれども、要するに、後継組織に引き継ぐだけの話な  
のです。それが何をまずいのですか。

○竹下登記所適正配置対策室長 引き続き検討ということであれば、再度、後継組織におきまして検討を行っていただくということであれば、また我々は。

○高橋部会長 だから、引き続き検討というのはそういう趣旨ではないですか。フォローアップ事項なのだから。今後フォローアップします、我々も任期が切れてしまったからフォローアップしてくださいと。

○竹下登記所適正配置対策室長 定款認証の手数料については引き続き検討ということではなくて、内容がいろいろと書いてございますので。

○高橋部会長 だって、そういう方向で我々は検討して、それに法務省にもお付き合いいただきますというだけの話でしょう。法務省さんがどういうお付き合いの仕方をするかは、後継組織が法務省様とちゃんと御協議しながら合意する話でしょう。

どうぞ。

○濱西専門委員 後継組織において法務省のしかるべき責任者ときちんと議論すると。これは議事録で公表されるような検討を要する事項でありながら、法務省から検討不要な理由をきちんと答えていただけていないわけですから、我々としては後継組織に対して、しかるべき者と議論を進めていただくようにお伝えするという事ではないかと思えます。

○高橋部会長 では、この文言はどうするのですか。

○濱西専門委員 この報告は我々が作成するものですから、法務省と協議して協議が整わなければ載せられないという類いの文書ではないと理解しておりますが。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

今の説明で良いのだと思います。要するに、これは後継組織に対する遺言なので、別に法務省様と合意しなければ決められないものではないのです。

○谷輪参事官 行政手続部会の取りまとめとしてさせていただいているものだと理解しています。

○高橋部会長 ですから、申し訳ないのですが、法務省様の御意見はよくわかりましたけれども、我々としては後継組織にこういうふう引き継いで、後継組織はこれを引き受けて法務省様と御協議させていただくという方針だと。勿論ここで「うん」とは言われなんでしょう。私がそういうことを申し上げたということを幹部にお伝えください。審議官がいらっしゃいますが、審議官に我々の認識をお伝えしたということによろしいですか。よろしく願います。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、結局、修正なしということですね。

最後に、事務局からその他の資料について御説明を頂戴したいと思います。

○谷輪参事官 部会長、恐れ入ります。資料4につきましても、その他の点も含めて御説明させていただければと思います。

○高橋部会長 本日は、法務省さんはもうこれでよろしいですね。お忙しいところ、どうもありがとうございました。後継組織とよろしくお付き合いください。

(法務省 退室)

○高橋部会長 では、最後の議事に移りたいと思います。続きまして、昨年4月に行政手続部会において公表した「行政手続コストの削減（見直し結果と今後の方針）」の改定について、意見交換を行いたいと思います。

手短にお願いします。

○谷輪参事官 時間が押しておりますので、手短にさせていただきます。お手元の資料4をご覧ください。「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）（案）（令和元年7月29日改定）」となっている文書です。

これは昨年4月に取りまとめたものを、この1年の御審議を踏まえ改定するとともに、行政手続部会としては今回が最後ですので、先ほどお話がありましたとおり、今後の課題について整理したものでございます。

概要につきまして駆け足で御説明させていただきます。

3ページですが、「分野別の行政手続コスト削減時間の見直し」ということで、もともと重点9分野のうち国税、地方税を除く7分野がコスト計測対象となっておりますが、今回、入札・契約が新たにコスト計測対象となりましたので、最後の行で追加されております。

次に、少し飛んでいただきまして。

○高橋部会長 大胆に。大体わかっていらっしゃることが多いと思いますので。

○谷輪参事官 承知しました。では、1点だけ御説明させていただきます。

今年度1年間の審議経過を踏まえて改定させていただいたものでございます。最後にまさに議論になったのですが、72ページから「今後更なる対応・フォローアップが必要な取組について（重点事項）」というところで、引き続きフォローすべきものや議論をしかかっているものについて重点事項というところで取りまとめております。

76ページから横表になっていますが「今後更なる対応・フォローアップが必要な取組」ということで、部会でいわば宿題事項になっているものについてリストアップしております。

最後に、83ページで「参考とすべきベストプラクティス」ということで、いろいろ御審議いただきまして、取組も進んでいるところは進んでおりますので、参考とすべきベストプラクティスというところで4ページにわたりまして整理したものでございます。

大変駆け足で恐縮ですが、そのような取りまとめ案でございます。

○高橋部会長 すみません、私の時間管理がまずくてこういうことになりましたが、皆様よく御存じのことだと思えます。何度も見直した案ですので、これで御了承いただければと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○濱西専門委員 ここで御了解いただければ、74ページの「7. 商業登記等」に「(P)」が入っているのが落ちるという理解でよろしいですね。

○谷輪参事官 さようでございます。

○高橋部会長 では、「(P)」を落とすと。別に変える必要はないですね。よろしいでしょうか。では、そういうことで、よろしく願いいたします。

最後に、事務局からその他の資料について御説明を頂戴したいと思います。

○谷輪参事官 恐れ入ります。部会の時間を十分に確保できず、資料配付ということでさせていただきます。

1点目が参考資料1-1、給与関係3統計に関してです。昨年の審議で、国税庁や人事院、厚生労働省に対して、給与関係3統計の効率化に関し検討を要請しておりまして、取り組み状況について回答いただいているものでございます。

2点目が参考資料1-2、下請法に関連するものです。これも3月19日に御審議いただいたものに対して、引き続きの論点を整理したものでございます。調査機関の変更や法的根拠のお話などの回答をいただいていたものですが、お時間の都合上、回答を頂戴しているという紹介をさせていただくとどめさせていただきます。

3点目が、参考資料1-3ということで、横置きの資料があると思いますが、地方自治体における行政手続簡素化事例集です。部会でも紹介いたしました。地方自治体へ高橋部会長など行政手続簡素化の働きかけを行っていただいておりますが、その際、岡山県などから事例集があれば取り組みやすいというお声もありましたので、現時点の案ということで事務局で整理したものでございます。

私からは以上です。

○高橋部会長 下請法については、いろいろとまだ問題意識があるのですけれども、時間の関係上、後継組織に引き継がせていただきたいと思います。

本日は、以上でございます。

それでは、これにて会議を終了させていただきます。どうも最後までいろいろとありがとうございました。